

さいたま市水道料金表（1か月）

口径		基本料金		水量料金(1立方メートル)		
		水量	料金	水量		単価
13mm		8立方メートルまで	979.00円	水道メーター口径25ミリメートル以下	8立方メートルを超え20立方メートルまでの分	192.50円
20mm			1,188.00円		20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	242.00円
25mm			1,925.00円		30立方メートルを超える分	341.00円
30mm			5,280.00円	水道メーター口径30ミリメートル以上	60立方メートルまでの分	341.00円
40mm			16,280.00円			
50mm			42,020.00円		60立方メートルを超え500立方メートルまでの分	379.50円
75mm			95,150.00円			
100mm			202,950.00円			
150mm			341,990.00円		500立方メートルを超える分	434.50円
200mm			1,087,130.00円			
共同住宅用		8立方メートルに世帯数を乗じて得た水量まで	979.00円に世帯数を乗じて得た額	8立方メートルに世帯数を乗じて得た水量を超え20立方メートルに世帯数を乗じて得た水量までの分		192.50円
				20立方メートルに世帯数を乗じて得た水量を超え30立方メートルに世帯数を乗じて得た水量までの分		242.00円
				30立方メートルに世帯数を乗じて得た水量を超える分		341.00円
公衆浴場用			1,925.00円			192.50円
プ ー ル 用	50mm		42,020.00円			192.50円
	75mm		95,150.00円			
	100mm		202,950.00円			

（令和元年10月1日施行）

※上記の金額は、さいたま市給水条例第30条第1項に定める基本料金と水量料金に消費税相当額を加えたものであり、小数点以下第2位まで表記してあります。

※口径30ミリメートルの料金はさいたま市給水条例附則第7項により上記のとおりとなります。（新設工事等により30ミリメートルのメーターを新たに設置することはできません。）

★水道の検針と水道料金の計算例(一般家庭 使用口径20mmの場合)

前回検針日 10/15 メーター指針 100	今回検針日 12/15 メーター指針 201
---------------------------	---------------------------

- 請求月分「11月分と12月分」となります。
(今回の検針日の属する月分とその前月分となります。)
- 使用水量は101立方メートルになります。
(使用水量は、今回のメーター検針と前回のメーター指針の差になります。)
- 11月分の使用水量を51立方メートル、12月分の使用水量を50立方メートルとみなします。
(使用水量は各月均等にみなします。1立方メートルの単位で割り切れない場合は、前の月分を切上げます。)
- 上記の料金表に当てはめて、それぞれの月の料金を求めます。

	11月分 51立方メートルの内訳		12月分 50立方メートルの内訳	
30立方メートルを超える分	21立方メートル×341.00円＝	7,161.00円	20立方メートル×341.00円＝	6,820.00円
20立方メートルを超え 30立方メートルまでの分	10立方メートル×242.00円＝	2,420.00円	10立方メートル×242.00円＝	2,420.00円
8立方メートルを超え 20立方メートルまでの分	12立方メートル×192.50円＝	2,310.00円	12立方メートル×192.50円＝	2,310.00円
基本料金	8立方メートルまで	1,188.00円	8立方メートルまで	1,188.00円
合計	51立方メートル	13,079.00円	50立方メートル	12,738.00円
水道料金	5月分 13,079円(1円未満切り捨て)		6月分 12,738円(1円未満切り捨て)	

- 11月分13,079円と12月分12,738円を合計します。
- 11～12月分請求金額25,817円となります。